

平成29年度法務省行政事業レビュー 外部有識者による点検の概要

1 点検対象事業の選定の考え方

資料1のとおり

2 点検対象事業

資料2のとおり

3 実施者

法務省選任の外部有識者3名

4 実施方法・実施時期（予定）

(1) 外部有識者による事前点検

① レビューシートの送付（期限：6月16日（金）まで）

法務省は、各外部有識者に平成29年度行政事業レビューシートのうち、外部有識者の点検を求めることとなった全ての事業のレビューシートを送付

② 事前点検の実施（期限：6月29日（木）まで）

各外部有識者は、全ての点検対象事業について、事前点検を実施

※ 質問等のやり取りは、メールにより行う。

(2) 外部有識者会合（非公開）（開催日：6月30日（金））

各外部有識者は、外部有識者会合において、事業所管部局に対し、各事業に係る改善すべき点の指摘、検討すべき課題についての提案等を行う。

(3) 点検結果の取りまとめ（期限：7月14日（金）まで）

各外部有識者は、(2)の会合でのやり取りを踏まえ、点検結果を取りまとめてレビューシートに所見として記載の上、メールにて当省に提出

※ 各外部有識者は、4～5事業の取りまとめ等を担当

5 実施結果

各事業所管部局は、外部有識者による点検結果を踏まえ、事業の検証・改善を行い、翌年度の予算要求や予算執行に的確に反映

資料 1

平成 25 年 4 月 2 日策定
平成 26 年 3 月 14 日改正
平成 27 年 3 月 31 日改正
平成 28 年 3 月 29 日改正
平成 29 年 3 月 28 日改正
行政改革推進会議

行政事業レビュー実施要領（抜粋）

第 2 部 事業の点検等

2 外部有識者による点検

(3) 対象事業の選定

- ① チームは、以下の基準のいずれかに該当する事業について、外部有識者に点検を求める必要がある。
- ア 前年度に新規に開始したもの（前年度の補正予算に計上され、新規に開始したものを含む。）
- イ 現年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるもの
- ウ 前年度のレビューの取組の中で行政改革推進会議による意見（第 4 部の 1）の対象となったもの
- エ その他、翌年度予算の概算要求に向けて事業の継続の是非等を判断する必要があるもの
（以下略）
- ② チームは、①の他に、全てのレビュー対象事業が少なくとも 5 年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることになるよう、前年度事業（補正予算に計上された事業を含む。）の中から事業を選定し、外部有識者に点検を求めるものとする。この場合、特に、
- ・ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連する事業
 - ・ 前年度に事業内容が大幅に見直され、実施されたもの又は翌年度予算の概算要求に向けて事業内容の大幅な見直しを検討している事業
 - ・ 前年度の補正予算に計上された事業
 - ・ 1（3）⑧イに該当する支出先又は契約先を含む事業
 - ・ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの等、外部の視点による事業の点検の必要性が高いと判断される事業
- を重点的に選定する。
- その際、客観性を向上させ、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、外部有識者会合を活用し、選定の考え方について外部有識者の理解を得て選定を行うとともに

に、対象事業数に年ごとの偏りが生じないように選定を行うこととする。

- ③ 外部有識者は、各府省が選定した事業に対して、追加や変更を申し出ることができる。各府省は、外部有識者の申出に対して誠実に対応するとともに、申出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由を各府省のホームページにおいて公表するものとする。
- ④ 外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保するため、各府省は、対象事業を決定した後、各有識者に対して、速やかに対象事業を通知するとともに、当該申出の受付期間を通知した日から起算して少なくとも5日間（土日、祝日を除く。）設けることとする。

【参考】

第2部 事業の点検等

1 レビューシート（行政事業点検票）の作成及び中間公表

（3）レビューシートの作成

- ⑧ 予算に関する透明性を確保するため、予算の支出先やその費目・用途については、十分な把握を行い、以下の点に留意して記載することとする。
 - イ 入札等において一者応札・一者応募となった契約又は競争性のない随意契約に基づいて、前年度に、1者当たり10億円以上の支出を行った支出先（国庫債務負担行為等による場合は、契約総額が10億円以上となった契約先）については、その理由及び改善策を記載すること。

第4部 行政改革推進会議による検証等

1 行政改革推進会議による検証等

行政改革推進会議は、各府省の点検が十分なものとなっているか、点検結果が的確に概算要求に反映されているか、公表内容が十分なものとなっているか等について検証を行い、必要に応じ、検証の結果が予算編成過程、制度改正等で活用されるよう意見を提出するものとする。

平成29年度外部有識者点検対象事業（案）

（単位：百万円）

1 5年に一度を目途に外部有識者の点検を受ける事業

事業番号	事業名	平成28年度 補正後予算額	平成29年度 当初予算額	事業所管 部局	実績評価方式 により政策評 価を実施中の 施策
0004	日本司法支援センターの運営 （国選弁護人確保業務委託を除く）	14,522	14,807	大臣官房 司法法制部	
0005	国選弁護人確保業務委託	16,067	15,478	大臣官房 司法法制部	
0013	検察庁における司法修習の実施	58	41	刑事局	●
0019	地域生活定着支援の推進	493	517	矯正局	●
0023	刑事施設の民間委託運営	4,291	4,218	矯正局	●
0026	就労支援事業への補助	27	27	保護局	●
0028	犯罪予防活動の促進	701	703	保護局	●
0041	地図情報システムの維持管理	6,860	4,287	民事局	●
0043	登記情報提供システムの維持管理	1,881	966	民事局	●
0044	債権・動産譲渡登記事務の運営	266	266	民事局	●
0058	市場化テスト（民間競争入札）導入 に伴う民間業務委託	213	225	入国管理局	●

2 平成28年度に新規に開始した事業

0063	第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議の2020年日本開催	3	15	大臣官房秘書課	
0065	国際連合薬物犯罪事務所（UNODC）拠出金	30	104	大臣官房会計課	

3 前年度のレビューの取組の中で行政改革推進会議による意見の対象となったもの

0016	受刑者就労支援体制等の充実	862	778	矯正局	●
0068	収容施設の整備充実	21,716	14,677	大臣官房施設課	
0069	官署施設の整備充実	18,928	8,975	大臣官房施設課	